持続化給付金制度

※インターネット申請のみになります

申請はおすみですか？

国は新型コロナウイルス対策として、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える**「持続化給付金（個人事業者最大１００万円）」**の受付を５月よりスタートしました。

まずは「申請対象」か確認

①	昨年（2019）の所得税確定申告を「事業（営業等）」でしている ※「給与」などで申告されている方は申請できません。 ※「収入金額」の記載と「受付印」が必要です。
②	昨年の確定申告書に記載してある営業売上を１２で割った金額（月平均）が、今年の月（いずれか）の売上が「５０％以上」減少していること。　※今年１２月まで申請ができます。

準備するもの　※申請の際「画像」を添付します

①２０１９年所得税確定申告書

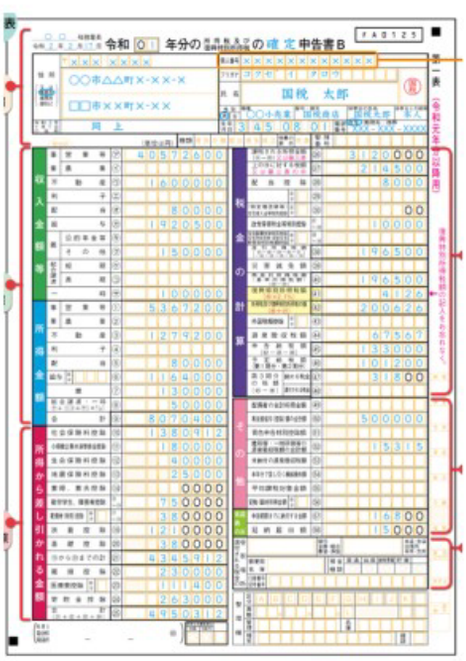

②売上が５０％減少したことが分かる売上台帳

※請求日にもとづいて作成してください。

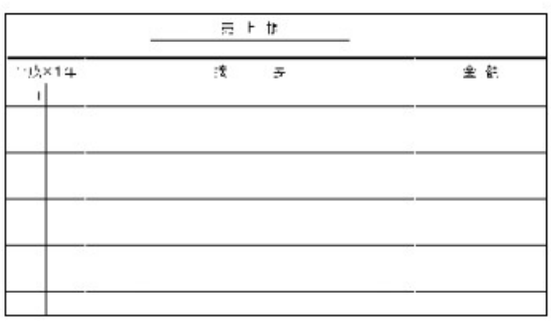

③給付金を受け取る通帳

④運転免許証

申請はパソコンまたはスマートフォンでＷＥＢ申請になります。まずは「持続化給付金」で検索！

ご不明な点は、組合本部（０７８－９２２－２４８５）までご相談ください。